

(保護者記入)

登園届

江古田ここわ保育園 施設長殿

組 氏名

病名

受診日

年

月

日

医療機関名

上記の病状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので登園いたします。

年

月

日

保護者名

印

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	発症時と投薬開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過
マイコプラズマ肺炎	発症時と投薬開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっている
手足口病	手・足・口に水疱・潰瘍が発症した数日間	水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれる
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良い
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状がある間と消失後一週間(数週間ウイルスを排出しているため注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれる
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれる
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良い
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹がかさぶたになる
突発性発疹	—	解熱し機嫌と全身状態が良い

保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、ひとりひとりの子どもが快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入および提出をお願いいたします。

(医師記入)

登園許可証

江古田ここわ保育園 施設長殿

組 氏名

病名

受診日 年 月 日

登園可能日 年 月 日

上記の病状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と診断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印

○医師が記入した登園許可証が必要な主な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日経過
インフルエンザ	発症1日前から発症後3日程度	発症後5日経過し、かつ解熱後3日経過
風疹	発疹出現前7日から出現後7日間程度	発疹の消失
水痘(みずぼうそう)	発疹出現2日前からカサブタになるまで	全ての発疹のカサブタ化
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	腫れが出現してから5日経過し、かつ全身状態の良好
結核	—	医師より感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失後2日経過
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	咳出現後3週間経過するまで(抗菌薬を服用しない場合)	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な服薬治療が終了
腸管出血性大腸菌感染症(O-157、O-26、O-111等)	—	医師より感染の恐れがないと認められていること
急性出血性結膜炎	—	医師より感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師より感染の恐れがないと認められていること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症後5日経過し、かつ症状軽快後1日経過(無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること)

かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、ひとりひとりの子どもが快適に生活できるよう、上記の感染症について登園許可証の記入をお願いいたします。

保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、登園許可証の提出をお願いいたします。